

# 住民監査請求監査

(地方自治法第242条)

(平成28年8月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第3号

平成28年8月17日

東大阪市監査委員 柴田敏彦  
同 牧直樹

住民監査請求に係る監査結果について（公表）

地方自治法第242条第4項の規定に基づく住民監査請求（受付第388号）に係る監査結果を別紙のとおり公表します。



## 第 1 結論

請求人の請求をいずれも棄却する。

## 第 2 監査の請求

### 1 請求人

(略)

### 2 請求書の提出

平成 28 年 6 月 20 日

### 3 請求の要旨

- (1) 請求人より提出された請求の要旨は、日本共産党東大阪市会議員団（以下「共産党」という。）上原賢作議員（以下「上原議員」という。）と長岡嘉一前議員（以下「長岡氏」という。）※1 が平成 26 年度に支出した政務活動費のうち、事務所の電気、ガス、水道、電話（以下「電気等」という。）に係る支出は、他人が使用したので違法であり、マニュアルにも違反していることから、市に返還させるよう求める。

※1 長岡氏の議員の職は、平成 27 年 10 月 1 日をもって任期満了となっている。

- (2) 請求の具体的な内容の要旨

#### ① 上原議員への請求額

ア 電気料金の平成 26 年 4 月分、5 月分、6 月分、8 月分の振込人が「●●●●」になっており、他人が使用したので、4 月分 5,904 円、5 月分 6,441 円、6 月分 9,506 円、8 月分 12,679 円を返還させるよう請求する。

イ 水道料金の平成 26 年 2・3 月分、4・5 月分、6・7 月分が使用者名「●●●●●」になっており、他人が使用したので、2・3 月分 2,481 円、4・5 月分 2,481 円、6・7 月分 2,552 円を返還させるよう請求する。

ウ ガス料金の 2014 年 4 月分、5 月分、6 月分が「●●●●●」になっており、他人が使用したので、4 月分 1,399 円、5 月分 1,239 円、6 月分 1,045 円を返還させるよう請求する。

エ アとイとウの合計 45,727 円を返還させるよう請求する。

#### ② 上原議員の電気、ガス料金の領収書

電気料金の 7 月分、ガス料金の 7 月分、8 月分の領収書が見当たらない。使用者が「●●●●●」の可能性が高く、監査委員に対し、関西電力と大阪ガスに開示請求するよう求める。

③ 長岡氏への請求額

ア 2014年4月分から2015年3月分までの電話代の請求者が「■■■■」になっており、他人が使用したので、2014年4月分2,590円と2,169円、5月分2,725円と2,314円、6月分2,976円と2,450円、7月分2,608円と4,047円、8月分3,024円と2,357円、9月分2,297円と2,548円、10月分2,545円と2,429円、11月分2,486円と2,908円、12月分3,304円と6,489円、2015年1月分4,139円と2,169円、2月分4,679円と2,180円、3月分4,163円と2,189円を返還させるよう請求する。

イ 2014年4月分から2015年3月分までの電話代合計71,785円を返還させるよう請求する。

④ 長岡氏の電気、ガス、水道料金の領収書

電気、ガス、水道も「■■■■」になっている可能性が高く、監査委員による開示請求を求める。

(3) 事実証明書一覧

① 上原議員の政務活動費（事務所費）に係る平成26年4、5、6、8月分の電気料金振込受領証、平成26年2・3月分、4・5月分、6・7月分の水道料金領収証書、平成26年4、5、6月分のガス料金領収証を含む書類の写し

② 長岡氏の政務活動費（事務所費）に係る平成26年4月分から平成27年3月分の2回線分の電話料金請求書の写し及び平成26年6、8、10月分及び平成27年2、3月分のガス料金領収証又は払込受領証を含む書類の写し

### 第3 請求の受理

本件請求は、請求人が求める監査請求の内容が、市長が上原議員及び長岡氏（以下「上原議員等」という。）に対する不当利得返還請求権の行使を怠る事実を違法とするものと解され、前提となる財務会計行為が違法か否かの判断をしなければならぬ関係にはないと考えられることから、法律上の期間制限の適用はなく、所定の要件を具備しているものと認め、平成28年7月11日付けでこれを受理した。

### 第4 除 斥

西田和彦委員及び鳥居善太郎委員は、本市議会議員として政務活動費の交付を受けている。よって、本件請求は「自己の従事する業務に直接利害関係のある事

件」にあたることから、地方自治法（以下「法」という。）第 199 条の 2 の規定により除斥となった。

## **第 5 監査の実施**

本件請求について、法第 242 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり監査を実施した。

### **1 監査対象事項**

本件措置請求書により求められた監査については、次の事項を監査対象とした。

市長が上原議員等に対する不当利得返還請求権の行使を怠っているかを検討する前提として、そもそも上原議員等に対する不当利得返還請求権が発生しているか。具体的には、上原議員等による平成 26 年度分政務活動費の支出のうち、請求のあった事務所費の対象となる維持管理費の支出の有無及び適否について

### **2 監査対象部局**

議会事務局

### **3 請求人の証拠の提出及び陳述**

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、本件請求人に対して平成 28 年 7 月 25 日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述しない旨の届け出があったので陳述は実施しなかった。また、新たな証拠の提出もなかった。

### **4 監査対象部局に対する調査及び事実確認**

監査対象部局である議会事務局に対し、保有する政務活動費に係る資料の閲覧を求めるとともに、事前に質問書を送付し、平成 28 年 7 月 25 日に事情聴取を行った。

内容については「第 6 監査の結果」のとおりである。

## **第 6 監査の結果**

### **1 政務活動費について**

(1) 政務活動費の支出及び使途基準の根拠法令等

法第 100 条第 14 項、第 15 項、及び第 16 項に規定されている政務活動費については、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」としており、政務活動費に充てることができる経費の範囲を条例で定めることとともに、議長は政務活動費についてはその使途の透明性の確保に努めることとしている。本市では、東大阪市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条

例」という。)及び東大阪市議会政務活動費の交付に関する条例施行規程を制定している。

また、本市議会においては、平成 25 年 3 月に東大阪市議会政務活動費運用マニュアル(以下「運用マニュアル」という。)を作成しており、平成 27 年 4 月には運用マニュアルを改訂している。

## (2) 政務活動費の額

政務活動費は市議会における会派(所属議員が 1 人の場合を含む。)に対して、毎月 1 日(基準日)における会派の所属議員数に月額 150,000 円を乗じた額が毎月交付される。基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は所属議員に含まれない。

なお、本市議会は平成 26 年 10 月 10 日に条例改正案を可決しており、条例改正以前の平成 26 年 10 月までの政務活動費の月額は 200,000 円であった。

## 2 事実確認

監査対象事項について、監査対象部局が保有する政務活動費に係る資料の閲覧を求めるとともに、調査及び事情聴取の実施により次のことを確認した。

### (1) 資料閲覧等

議会事務局が保有する政務活動費に係る資料の閲覧及び請求人からの提出書類により、以下のことを確認した。

#### ① 上原議員に係る証拠書類について

##### ア 電気料金

平成 26 年 4、5、6、8 月分を事務所費の対象経費(以下「対象経費」という。)とし、振込受領証の名義は「●●●●」で、使用場所は事務所届と同じく友井 2-9-21 である。

また、平成 26 年 10、11、12 月分、平成 27 年 1、2 月分の電気料金を対象経費とし、振込受領証の名義は「上原賢作」で、使用番号は平成 26 年 4、5、6、8 月分と同一である。使用場所は、事務所届と同じく友井 2-9-21 である。

なお、平成 26 年 7、9 月分及び平成 27 年 3 月分は、対象経費としていない。

##### イ ガス料金

平成 26 年 4、5、6 月分を対象経費とし、領収証の名義は「●●●●」である。

また、平成 26 年 10、11、12 月分及び平成 27 年 1、2 月分のガス料金を対象経費とし、領収証の名義は「上原賢作」で、使用番号は平成 26 年 4、5、6 月分と同一である。

なお、平成 26 年 7、8、9 月分及び平成 27 年 3 月分はガス料金を対象経費としていない。

#### ウ 水道料金

平成 26 年 2、3、4、5、6、7 月分を対象経費とし、領収証書の名義は「●●●」で、給水所在地は、事務所届と同じく友井 2-9-21 である。

また、平成 26 年 10、11、12 月分及び平成 27 年 1 月分を対象経費とし、領収証書の名義は「ウエハラケンサク」で、お客様番号は平成 26 年 2、3、4、5、6、7 月分と同一である。給水所在地は、事務所届と同じくトモイ 2-9-21 である。

なお、平成 26 年 8、9 月分は対象経費としていない。

上原議員に係る事務所費の対象経費については、次ページ「平成 26 年度上原賢作議員に係る事務所費（光熱水費等）対象経費」のとおり

平成26年度 上原賢作議員に係る事務所費(光熱水費等)対象経費

月	種別	金額(円)	所在地	貼付書類	貼付書類の氏名	政務活動費の対象
4月	電気	5,904	友井2-9-21	振込受領証	●●●●	○
	ガス	1,399		振込依頼票兼領収証	●●●●	○
	水道	2,481	トモイ2-9-21	納入通知書兼領収証書(2、3月分)	●●●●	○
	電話	5,985		払込受領証	上原賢作事務所	○
5月	電気	6,441	友井2-9-21	振込受領証	●●●●	○
	ガス	1,239		振込依頼票兼領収証	●●●●	○
	水道	未請求月				
	電話	6,350		払込受領証	上原賢作事務所	○
6月	電気	9,506	友井2-9-21	振込受領証	●●●●	○
	ガス	1,045		振込依頼票兼領収証	●●●●	○
	水道	2,481	トモイ2-9-21	納入通知書兼領収証書(4、5月分)	●●●●	○
	電話	6,032		払込受領証	上原賢作事務所	○
7月	電気					×
	ガス					×
	水道	未請求月				
	電話					×
8月	電気	12,679	友井2-9-21	振込受領証	●●●●	○
	ガス					×
	水道	2,552	トモイ2-9-21	納入通知書兼領収証書(6、7月分)	●●●●	○
	電話	7,169		払込受領証	上原賢作事務所	○
9月	電気					×
	ガス					×
	水道	未請求月				
	電話	6,186		払込受領証	上原賢作事務所	○
10月	電気	9,512	友井2-9-21	振込受領証	上原賢作	○
	ガス	938		振込依頼票兼領収証	上原賢作	○
	水道					×
	電話	5,607		払込受領証	上原賢作事務所	○
11月	電気	6,124	友井2-9-21	振込受領証	上原賢作	○
	ガス	1,053		振込依頼票兼領収証	上原賢作	○
	水道	未請求月				
	電話	7,868		払込受領証	上原賢作事務所	○
12月	電気	7,538	友井2-9-21	振込受領証	上原賢作	○
	ガス	1,437		振込依頼票兼領収証	上原賢作	○
	水道	2,552	トモイ2-9-21	納入通知書兼領収証書(10、11月分)	ウエハラケンサク	○
	電話					×
1月	電気	6,453	友井2-9-21	振込受領証	上原賢作	○
	ガス	1,245		振込依頼票兼領収証	上原賢作	○
	水道	未請求月				
	電話	4,716		払込受領証	上原賢作	○
2月	電気	6,198	友井2-9-21	振込受領証	上原賢作	○
	ガス	1,248		振込依頼票兼領収証	上原賢作	○
	水道	2,552	トモイ2-9-21	納入通知書兼領収証書(12、1月分)	ウエハラケンサク	○
	電話					×
3月	電気					×
	ガス					×
	水道	未請求月				
	電話					×

② 長岡氏に係る証拠書類について

平成 26 年 4 月分から平成 27 年 3 月分までの 12 ヶ月分、すべて 2 回線の電話料金を対象経費としている。請求書の名義は「■■■■」で、使用場所は 2 回線で異なっており、1 回線は事務所届と同じく東大阪市菱屋西○-□-△、残る 1 回線は、東大阪市菱屋西○-□-▲である。

電気、ガス料金については、平成 26 年 4 月分から平成 27 年 3 月分の 12 ヶ月分をすべて対象経費とし、電気料金は本人の通常貯金通帳の口座より引き落とされ、ガス料金については、領収証等の名義は「■■■■」である。

水道料金についても 12 ヶ月分を対象経費とし、本人の通常貯金通帳の口座から引き落とされている。

長岡氏に係る事務所費の対象経費については、次ページ「平成 26 年度長岡嘉一前議員に係る事務所費（光熱水費等）対象経費」のとおり

平成26年度 長岡嘉一前議員に係る事務所費(光熱水費等)対象経費

月	種別	金額(円)	所在地	貼付書類	貼付書類の氏名	政務活動費の対象
4月	電気	2,890		通常貯金口座		○
	ガス	911		払込受領証	■■■■■	○
	水道	2,481		通常貯金口座		○
	電話	2,169	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,590	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
5月	電気	3,212		通常貯金口座		○
	ガス	954		払込受領証	■■■■■	○
	水道	未請求月				
	電話	2,314	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,725	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
6月	電気	3,008		通常貯金口座		○
	ガス	1,137		振込依頼票兼領収証	■■■■■	○
	水道	2,552		通常貯金口座		○
	電話	2,450	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,976	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
7月	電気	3,831		通常貯金口座		○
	ガス	941		払込受領証	■■■■■	○
	水道	未請求月				
	電話	4,047	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,608	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
8月	電気	11,296		通常貯金口座		○
	ガス	745		振込依頼票兼領収証	■■■■■	○
	水道	2,552		通常貯金口座		○
	電話	3,024	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,357	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
9月	電気	5,914		通常貯金口座		○
	ガス	745		払込受領証	■■■■■	○
	水道	未請求月				
	電話	2,548	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,297	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
10月	電気	3,136		通常貯金口座		○
	ガス	938		振込依頼票兼領収証	■■■■■	○
	水道	2,552		通常貯金口座		○
	電話	2,545	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,429	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
11月	電気	3,043		通常貯金口座		○
	ガス	937		払込受領証	■■■■■	○
	水道	未請求月				
	電話	2,908	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,486	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
12月	電気	3,779		通常貯金口座		○
	ガス	1,706		払込受領証	■■■■■	○
	水道	2,552		通常貯金口座		○
	電話	6,489	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		3,304	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
1月	電気	2,987		通常貯金口座		○
	ガス	1,128		払込受領証	■■■■■	○
	水道	未請求月				
	電話	4,139	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,169	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
2月	電気	2,344		通常貯金口座		○
	ガス	1,143		払込受領証	■■■■■	○
	水道	2,552		通常貯金口座		○
	電話	4,679	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,180	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○
3月	電気	2,376		通常貯金口座		○
	ガス	943		振込依頼票兼領収証	■■■■■	○
	水道	未請求月				
	電話	4,163	菱屋西〇-□-△	請求書	■■■■■	○
		2,189	菱屋西〇-□-▲	請求書	■■■■■	○

(2) 質問に対する回答

監査対象部局である議会事務局に対し、事情聴取に先立ち質問書を送付し、回答を得た。主な質問に対する回答は以下のとおりである。

送付日 平成 28 年 7 月 14 日

回答日 平成 28 年 7 月 25 日

① 質問内容

電気等は、領収書等の名義が上原議員等でないことから、他人が使用しており違法であるとの請求人の指摘について

回答内容

上原議員等の平成 26 年度政務活動費のうち、事務所の電気等については、上原議員等が前市議会議員（以下「前市議」という。）から事務所を引き継いだ時のまま、名義変更がなされていなかったものの、本人が使用したものと上原議員等から説明を受けており、他人が使用したものではないため、違法とはいえないと考えている。

② 質問内容

電気等は、領収書等の名義が上原議員等でないことから、運用マニュアル違反であるとの請求人の指摘について

回答内容

運用マニュアルでは領収書のあて名は議員名又は会派名が記載してあることとなっており、上記名義変更ができておらず相違していたため、議会事務局で指摘し、上原議員については平成 26 年度途中から、長岡氏は平成 27 年度上期分からは是正されている。本人が事務所で使用しており、運用マニュアル違反にはあたらないものと考えている。

③ 質問内容

電気等に係る領収書等の名義が上原議員等でないことについてのチェック及び指摘の有無について

回答内容

口頭で指摘しており、上原議員については平成 26 年度途中から、長岡前議員は平成 27 年度上期分からは是正されている。

(3) 事情聴取

議会事務局に対し平成 28 年 7 月 25 日に行った事情聴取により、以下のことを確認した。

① 質問内容

上原議員事務所の賃貸借契約書の有無及び借主について

回答内容

賃貸借契約を交わしており、借主は、当初「●●●●」であったが、現在は上原議員になっている。

② 質問内容

上原議員の電気、ガス、水道料金の領収書等の名義が本人でないことについての指摘時期について

回答内容

通常、政務活動費のチェックは年度終了後に行うものであるが、相談があり、その際に口頭で指摘したものと考えている。本監査請求の前には指摘しており、指摘を踏まえ、平成 26 年度途中で本人名義に変更し、現況説明書を提出されたものと考えている。

③ 質問内容

長岡前議員事務所の賃貸借契約書の有無及び借主について

回答内容

賃貸借契約を交わしており、平成 15 年から借主は、長岡氏になっている。共産党は、以前から前市議の事務所を引き継がれるケースがある。

④ 質問内容

長岡氏の電話料金の請求書の名義が本人でないことについての指摘時期について

回答内容

本監査請求の前には指摘しており、指摘を踏まえ、平成 27 年度上期で本人名義に変更されたものと考えている。

⑤ 質問内容

長岡氏の電話料金の請求先が 2 回線間で異なっていることについて

回答内容

1 回線は事務所費の住所で、残る 1 回線は隣接の住所となっている。本人に確認したところ、経過は不明であるが、1 回線の住所の記載は誤り

であり、2回線とも事務所で使用しているとのことであった。

#### ⑥ 質問内容

住民監査請求書記載事実に係る誤認の有無について

#### 回答内容

請求人からの返還請求金額に誤りがある。請求人は、領収書等の合計金額について返還を求めているが、実際に政務活動費に充てられた金額は、政務活動費として按分された金額となり、異なるものである。※2

上原議員等の事務所に係る政務活動費としての按分率は、平成26年4～11月分及び平成27年1～3月分は支出金額の3分の1、平成26年12月分は6分の1である。

※2 上原議員の支出金額（返還請求金額）45,727円のうち、政務活動費へ充てられた金額は15,242円と算定される。長岡氏の支出金額（返還請求金額）71,785円のうち、政務活動費へ充てられた金額は22,292円と算定される。

### 3 判 断

#### (1) 「事務所の電気等を他人が使用したので違法」との指摘について

##### ① 上原議員分について

請求人は、平成26年度に支出した政務活動費のうち、事務所の電気、ガス、水道に係る支出は、領収書等の名義が本人でないことから、他人が使用したので違法であるとしている。

この点、議会事務局が保有する政務活動費に係る資料の閲覧及び請求人からの提出書類によると、請求人が返還を請求した時期においては、上原議員が平成26年度政務活動費収支報告書に貼付した電気、ガス、水道の使用に係る領収書等の名義は、上原議員本人の名義でなく前市議の名義となっている。

議会事務局が上原議員から聴取した内容によると、事務所は当該前市議から引き継いだもので、電気、ガス、水道については名義変更を行っていなかったものの、現在も事務所において本人が使用しており、他人が使用したのではなく、平成26年度下期には名義変更を行っているとのことであった。

平成26年度政務活動費収支報告書の事務所届及び貼付された賃貸借契約書の写しを確認したところ、事務所届及び賃貸借契約書に記載された住所は、

電気、水道に係る領収書等に記載された使用場所等の住所と一致している。

なお、賃貸借契約書の借主は平成 11 年 5 月 28 日の契約締結当初は前市議の名義であったが、その後、上原賢作に変更されている。また、事務所届に貼付された「家賃金額領収之通」の支払人は上原事務所となっており、毎月、家賃の支払いが行われている。

市議会議員の任期を確認したところ、電気、ガス、水道の使用に係る領収書等の名義人である「●●●●」は共産党の前市議であり、在職期間は、平成 3 年 10 月 1 日から平成 15 年 9 月 30 日であった。一方、上原議員の在職期間は平成 15 年 10 月 1 日からである。

以上からすれば、請求人が指摘する当該電気、ガス、水道の使用に係る領収書等は上原議員の名義ではないものの、共産党の前市議から引き継いだ事務所において、上原議員が使用していたものと判断できる。

## ② 長岡氏分について

請求人は、平成 26 年度に支出した政務活動費のうち、事務所の電話に係る支出は、領収書等の名義が本人でないことから、他人が使用したので違法であるとしている。

この点、議会事務局が保有する政務活動費に係る資料の閲覧及び請求人からの提出書類によると、請求人が返還を請求した時期においては、長岡氏が平成 26 年度政務活動費収支報告書に貼付した電話の使用に係る請求書の名義は、長岡氏本人の名義でなく前市議の名義となっている。

議会事務局が長岡氏から聴取した内容によると、事務所は当該前市議から引き継いだもので、電話の名義変更を行っていなかったものの、当時、事務所において本人が使用しており、他人が使用したものではなく、平成 27 年度上期には名義変更を行ったとのことであった。

平成 26 年度政務活動費収支報告書の事務所届及び貼付された賃貸借契約書の写しを確認したところ、事務所届及び賃貸借契約書に記載された住所は、電話に係る 2 回線の請求書のうち 1 回線と一致しており、残る 1 回線では番地が 1 番違いで不一致であった。このことについては、議会事務局の長岡氏への聴取によると、1 回線の住所の記載が誤っていたが、2 回線とも事務所で使用しており、平成 27 年度上期には名義変更を行ったとのことであった。

なお、賃貸借契約書の借主は平成 15 年 4 月 1 日の契約締結当初から長岡氏となっている。

市議会議員の任期を確認したところ、電話の使用に係る領収書等の名義人である「■■■■」は共産党の前市議であり、在職期間は昭和 49 年 5 月 19 日から平成 15 年 9 月 30 日であった。一方、長岡氏の在職期間は平成 10 年 7 月 13 日から平成 27 年 10 月 1 日であった。

以上からすれば、請求人が指摘する当該電話の使用に係る請求書は長岡氏の名義ではないものの、共産党の前市議から引き継いだ事務所において長岡氏が使用していたものと判断できる。

(2) 「電気等の使用に係る支出が運用マニュアル違反」と指摘することについて

請求人は、平成 26 年度に支出した政務活動費のうち、上原議員等の電気等の使用に係る支出は、運用マニュアルに違反しているとしている。

しかし、運用マニュアルに違反していることから直ちに不当利得返還請求権が発生する訳ではない。実態として、事務所費の支出が適正になされたかが問題となるものであり、上記(1)で検討したとおり、本件では実態として不当利得返還請求権が発生するとは認められない。

よって、運用マニュアル違反を理由とした請求人の請求は認められない。

しかしながら、運用マニュアルに沿った運用が望ましいことは間違いないため、運用マニュアルに沿った処理が行われていたかについて以下検討する。

市議会の作成した当時の運用マニュアルをみると、事務所費に係る事務所の要件は、「賃貸借の場合は、議員又は会派が契約者となっていること。」とされているが、光熱水費など事務所の維持管理費については、その名義等に係る運用についての記載はない。ただし、政務活動費としての支出の事実確認として、「領収書貼付用紙」に領収書等を貼付することとされ、領収書等のあて名については、「議員名又は会派名が記載されていること。」とされている。

議会事務局においては、事務所を前市議から引き継いだことにより電気等の名義変更がなされておらず、領収書等の名義が本人でないことについて、口頭で指摘を行っている。

これを受け、上原議員等は既に電気等の名義変更を行っており、議会事務局が保有する政務活動費に係る資料の閲覧により、上原議員は平成 26 年 10 月以降、長岡氏は平成 27 年 4 月以降の政務活動費収支報告書に本人名義の領収証等が貼付されていることが確認できた。

以上のことからすれば、上原議員等の電気等の使用に係る政務活動費とし

ての支出は必ずしも運用マニュアルに沿ったものとは言えないものの、既に名義変更が行われ、それ以降、政務活動費収支報告書に本人名義の領収証等が貼付され、現況説明書の提出もなされていることから、運用マニュアルを不当に違反したとまでは認定できない。

(3) 監査委員に対する開示請求について

請求人は、本住民監査請求書の中で、監査委員による、関西電力、大阪ガスに開示請求を求めているが、住民監査請求において監査委員に対し開示請求義務を課すことまではできない。

#### 4 結 論

以上の判断から、本監査請求については、請求人の主張には理由が無いので請求を棄却する。